

関税法第24条第1項の規定による船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

京浜港東京区

東京税關掲示第79号（令和3年3月1日）

交通場所及び積卸場所	制限
1. 芝浦東運河に設備した浮桟橋	貨物の積卸は、船用品に限る。
2. 品川埠頭CバースからFバースに至る桟橋	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
3. 晴海埠頭JバースからLバースに至る桟橋	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
4. 大井埠頭第1号バースから新7号バースに至る桟橋	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
5. 大井水産埠頭Jバース及びKバースの桟橋	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
6. 大井食品埠頭LバースからNバースに至る桟橋	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
7. お台場埠頭第1号バースから第9号バースに至る岸壁	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
8. 青海コンテナ埠頭第0号バースから第4号バースに至る桟橋	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
9. 中央防波堤内側ばら物埠頭	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
10. 中央防波堤内側外貿雜貨埠頭	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
11. 15号地埠頭BバースからDバースに至る岸壁	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
12. 中央防波堤外側ふ頭Y1バースからY2バースに至る桟橋	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
13. 東京国際クルーズふ頭桟橋	交通は、当該埠頭係留船に限る。 貨物の積卸しは、当該埠頭係留船に係る貨物に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。

(注) 「制限区域」とは2004年の改正SOLAS条約の規定に基づき、岸壁への交通をフェンスにより制限している区域をいう。

酒田税関支署 掲示第1号

酒田港における指定交通場所等に関する公告

関税法第24条第1項の規定に基づく本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所を次のとおり指定したので、同法施行令第22条第1項の規定により公告する。

交通場所及び貨物の積卸場所	制限
東埠頭船場町岸壁	交通は、当該埠頭係留船に限る。
東埠頭新町岸壁	
袖岡埠頭岸壁	
西埠頭岸壁	交通は、当該埠頭係留船に限る。 制限区域への交通は、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
古湊埠頭第1～3号岸壁	
宮海埠頭第3～5号岸壁	
高砂ふ頭第1～2号岸壁	
酒田共同火力石炭岸壁	

(注) 「制限区域」とは、2004年の改正 SOLAS 条約の規定に基づき、岸壁への交通をフェンスにより制限している区域をいう。

- この指定については、令和6年2月1日から適用する。
なお、従前の指定については廃止する。

令和6年1月16日

酒田税関支署長 芝 雅美

交通場所及び積卸場所		制限
交 通 場 所	1. 成田国際空港第1旅客ターミナルビルディング(以下「第1旅客ビル」という)3階税関出国検査場から第1旅客ビル中央ビル新館及びサテライト各ゲートを結ぶ通路	出国又は通過する旅客及び乗組員の交通に限る
	2. 成田国際空港第2旅客ターミナルビルディング(以下「第2旅客ビル」という)2階税関出国検査場及び3階税関出国検査場から第2旅客ビル本館及びサテライト各ゲートを結ぶ通路	同上
	3. 成田国際空港第3旅客ターミナルビルディング(以下「第3旅客ビル」という)3階税関出国検査場から第3旅客ビル本館各ゲートを結ぶ通路	同上
	4. 成田国際空港ビジネスアビエーションターミナル プレミアゲート税関出国検査場からエプロンに通ずる出入口を結ぶ通路	出国する旅客及び乗組員の交通に限る
	5. 第1旅客ビル中央ビル新館及びサテライト各ゲートから第1旅客ビル2階の検疫ブース及び入国審査ブースを経て、成田税関支署旅具検査場に至る通路	入国する旅客及び乗組員の交通に限る
	6. 第2旅客ビル本館及びサテライト各ゲートから第2旅客ビル2階の検疫ブース及び入国審査ブースを経て、成田税関支署旅具検査場に至る通路	同上
	7. 第3旅客ビル本館各ゲートから第3旅客ビル2階の検疫ブース及び入国審査ブースを経て、成田税関支署旅具検査場に至る通路	同上
	8. 成田国際空港ビジネスアビエーションターミナル プレミアゲートのエプロンに通ずる出入口から検疫ブース及び入国審査ブースを経て、成田税関支署旅具検査場に至る通路	同上
	9. 第1旅客ビル中央ビル本館の成田税関支署統括監視官取締本部事務室脇のエプロンに通ずる出入口	出入国する旅客及び乗組員以外の者の交通に限る
	10. 第2旅客ビル本館の成田税関支署統括監視官取締部門準本部事務室前面のエプロンに通ずる出入口	同上
	11. 第2旅客ビル本館の成田税関支署統括監視官取締部門第4監所事務室前面のエプロンに通ずる出入口	同上
	12. 成田国際空港株式会社第2警備所に接する両側通路からエプロンに通ずる出入口	同上
	13. 貨物地区構内道路8号線からエプロンに通ずる出入口	貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る
	14. 日本航空貨物ビルからエプロンに通ずる出入口	同上
	15. 第1貨物ビルからエプロンに通ずる出入口	同上
	16. 貨物地区構内道路1号線エプロンに通ずる出入口	同上
	17. 第3貨物ビルからエプロンに通ずる出入口	同上
	18. 成田国際空港株式会社第10警備所からエプロンに通ずる出入口	同上
	19. 第5貨物ビルからエプロンに通ずる出入口	同上
	20. 第4貨物ビル3階からエプロン北連絡通路に通ずる出入口	同上
	21. 第3貨物北出入口からエプロンに通ずる出入口	同上
	22. 整備地区貨物口Dからエプロンに通ずる出入口	同上
	23. 第7貨物ビルからエプロンに通ずる出入口	同上
	24. 第8貨物ビルからエプロンに通ずる出入口	同上
	25. 成田国際空港株式会社第1警備所前面のエプロンに通ずる出入口	同上
	26. 南部第1貨物ビル、同第2貨物ビル、同第3貨物ビル、同第4貨物ビル、同第5貨物ビル及び同第6貨物ビルからエプロン及び場周道路に通ずる出入口	同上
	27. 成田国際空港株式会社第7警備所からエプロンへ通ずる出入口	同上
積 卸 場 所	1. 10番台から900番台の各スポット	全積卸貨物(携帯品、機用品を含む)
	2. ハンガー	機用品に限る

従前の指定については廃止する。

なお、この指定については令和6年10月15日から適用する。

東京国際空港

羽田税関支署掲示第 5 号(令和7年2月12日)

交通場所及び積卸場所	制限
1. 第2旅客ターミナルビル税関出国検査場から出国審査ブース、出国待合室を経由し、ボーディングブリッジ又は第2旅客ターミナルバス乗降出入口を経て航空機に至る通路	出国又は通過する旅客及び乗組員の交通に限る。
2. 第3旅客ターミナルビル税関出国検査場から出国審査ブース、出国待合室を経由し、ボーディングブリッジ又は第3旅客ターミナルバス乗降出入口を経て航空機に至る通路	同上
3. 東京国際空港国際線ビジネスジェット専用ゲートのC I Q検査エリアから出入口を経て航空機に至る通路	出国する旅客の交通に限る。
4. 航空機から第2旅客ターミナルビルボーディングブリッジ又は第2旅客ターミナルバス乗降出入口を経て、検疫カウンター及び入国審査ブースを経由し、税関入国検査場に至る通路	入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
5. 航空機から第3旅客ターミナルビルボーディングブリッジ又は第3旅客ターミナルバス乗降出入口を経て、検疫カウンター及び入国審査ブースを経由し、税関入国検査場に至る通路	同上
6. 航空機から東京国際空港国際線ビジネスジェット専用ゲートのC I Q検査エリアに至る通路	入国する旅客の交通に限る。
7. 第2旅客ターミナルビルの羽田税関支署統括監視官取締部門事務室脇のエプロンに通じる出入口	出入国する旅客及び乗組員以外の者の交通に限る。
8. 第3旅客ターミナルビルの羽田税関支署統括監視官取締部門事務室脇のエプロンに通じる出入口	同上
9. 国際線貨物地区貨物上屋1と生鮮上屋の間からエプロンに通じる出入口	貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。
10. 国際線貨物地区貨物上屋1からエプロンに通じる出入口	同上
11. 国際線貨物地区貨物上屋2からエプロンに通じる出入口	同上
12. 国際線貨物地区生鮮上屋からエプロンに通じる出入口	同上
積卸場所	No. 66~73、81~84、101~104、105F、105P、106L、106、106R、107L、107、107R、108L、108、108R、109~114、121~124、131~134、140~149、149L、149R、151~155、201~214、301~305、311~315、331~333、341~344、351~355、361~366、401、402、502~504、506~509、601~605、701~712、801~811、901~909、941~945、951~957、961~969、981~984、984L、984R、985、985L、985R、991、992、VS、VNの各スポット

この指定については、令和7年2月20日から適用する。なお、従前の指定については廃止する。

関税法施行令第22条第1項の規定により公告する。

令和7年2月12日

羽田税関支署長

荒巻 英敏

公示

新潟税関支署掲示第5号

関税法第24条第1項の規定に基づく本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所を次のとおり指定する。

交通場所及び積卸場所	制限
南埠頭(K岸壁)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
中央埠頭(南側J岸壁、I岸壁、北側H岸壁)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。沖がかり船との交通もあわせて行なうことができる。
東埠頭(G岸壁)	当該岸壁係留船に限る。
北埠頭(F1、F2岸壁)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
万代島埠頭(L2岸壁)	当該岸壁係留船に限る。
山の下埠頭(Y1、Y2岸壁)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、Y1岸壁における制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
臨港A埠頭(1、2、3岸壁)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
臨港B埠頭(2、3岸壁)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
臨港C埠頭(1、2、3岸壁)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。沖がかり船との交通もあわせて行なうことができる。
臨港D埠頭(1、2、3桟橋)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
臨港E埠頭(1、2、3桟橋)	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
中央埠頭(1岸壁)	当該岸壁係留船に限る。
全農バース(1、2岸壁)	ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
南埠頭(木材1、2岸壁)	
西埠頭岸壁	
東埠頭(1岸壁)	
MGCターミナル新潟東港岸壁	
中央埠頭東岸壁	
東1号桟橋	当該桟橋係留船に限る。
東3号桟橋	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
西1号桟橋(A、B面)	当該桟橋係留船に限る。
西2号桟橋(A、B面)	
LNGバース	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。

(注)「制限区域」とは、2004年の改正SOLAS条約の規定に基づき、岸壁への交通をフェンスにより制限している区域をいう。

なお、従前の指定については廃止する。

令和2年6月29日
新潟税関支署長
岩立 和也

新潟空港

新潟税関支署掲示第2号（平成17年9月20日）

交通場所及び積卸場所		制限
交通場所	1. 新潟空港旅客ターミナルビル2階税関出国検査場、入国管理局出国審査ブース、3階出発ラウンジを経由し、2階コンコースに出て、ボーディングブリッジ3若しくは4から航空機、又は国際線バス乗降場から航空機に至る直近の通路	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	2. 航空機からボーディングブリッジ3若しくは4、又は航空機から国際線バス乗降場に至る直近の通路で、新潟空港旅客ターミナルビル2階コンコースに出て、検疫ブース、入国管理局入国審査ブースを経由し、税関入国検査場に至る通路	入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	3. 新潟空港旅客ターミナルビル1階日本航空整備事務所脇のエプロンに通ずる出入口	出入国する旅客及び乗組員以外の者の交通に限る。
	4. 新潟税関支署新潟空港出張所事務室脇のエプロンに通ずる出入口	貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。
	5. 新潟空港第7ゲート出入口	同上
	6. 日本航空保税蔵置場からエプロンに通ずる出入口	同上
積卸場所	No. 7、No. 8、No. 9、No. 10の各駐機スポット	

直江津港

掲示第1号

関税法24条1項の規定による本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所を次のとおり指定する。

交通場所及び積卸場所	制限
西埠頭岸壁	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
南埠頭岸壁	当該岸壁の3号岸壁を経由する沖がかり船との交通に限る。
中央埠頭岸壁	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者等が設置したゲートを経由すること。
東埠頭岸壁	同上
(株)JERA上越火力発電所LNG受入 桟橋	当該岸壁係留船に限る。 ただし、制限区域への出入に際しては、桟橋入口に設置されたゲートを経由すること。
(株)INPEX直江津LNG基地外航船 桟橋	同上

(注)「制限区域」とは、2004年の改正SOLAS条約の規定に基づき、岸壁への交通をフェンスにより制限している区域をいう。

この指定については、令和3年4月1日から適用し、従前の指定については廃止する。

令和3年5月27日

新潟税関支署長 布施 淳一

山形空港における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との
交通場所の指定について

標記の件について、関税法第24条第1項の規定に基づく交通場所を下記のとおり
指定する。

交 通 場 所	制 限
山形県東根市大字羽入字柏原新林3008番地 山形空港内 (交通場所) 1 旅客ターミナルビル2階税関出国検査場から 出国審査ブース、出入国待合室を経由し、 航空機に至る直近の通路 2 航空機から旅客ターミナルビル2階出入国 待合室に至る直近の通路、入国審査ブースを 経由し、1階税関入国検査場に至る通路	出国する旅客及び乗組員の 交通に限る。 入国する旅客及び乗組員の 交通に限る。

この指定については、令和3年1月1日から適用する。

令和2年12月17日

酒田税関支署長 大坪政悦

酒田税関支署　掲示第3号

山形空港から出入港する国際チャーター便に係る旅客携帯品等の
貨物の積卸場所の指定について

標記の件について、関税法第24条第1項の規定に基づく貨物の積卸場所を下記の
とおり指定する。

積　卸　場　所	制　限
山形県東根市大字羽入字柏原新林3008番地 山形空港内 (積卸場所) No.1、No.2、No.3、No.5の各スポット	出入国旅客及び乗組員の 携帯品並びに機用品に限る。

この指定については、令和3年1月1日から適用する。

令和2年12月17日

酒田税関支署長　　大坪政悦

庄内空港における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との
交通場所の指定について

標記の件について、関税法第24条第1項の規定に基づく交通場所を下記のとおり
指定する。

交 通 場 所	制 限
山形県酒田市浜中字村東30-3 庄内空港内 (交通場所) 1 旅客ターミナルビル2階税関出国検査場から 出国審査ブース、出入国待合室を経由し、 航空機に至る直近の通路 2 航空機から旅客ターミナルビル2階出入国 待合室に至る直近の通路、入国審査ブースを 経由し、1階税関入国検査場に至る通路	出国する旅客及び乗組員の 交通に限る。 入国する旅客及び乗組員の 交通に限る。

この指定については、令和3年1月1日から適用する。

令和2年12月17日

酒田税関支署長 大坪政悦

酒田税関支署 掲示第6号

庄内空港から出入港する国際チャーター便に係る旅客携帯品等の
貨物の積卸場所の指定について

標記の件について、関税法第24条第1項の規定に基づく貨物の積卸場所を下記の
とおり指定する。

積 卸 場 所	制 限
山形県酒田市浜中字村東30-3 庄内空港内 (積卸場所) No.1、No.2、No.3 の各スポット	出入国旅客及び乗組員の 携帯品並びに機用品に限る。

この指定は、令和3年1月1日から適用する。

令和2年12月17日

酒田税関支署長 大坪政悦